

仮想通貨外部流出事案に対する対応

2018年10月3日
金融庁

テックビューロ社における仮想通貨外部流出事案

テックビューロ社について

- ・ 2014年設立、2017年9月登録(本社:大阪市)
- ・ 2018年2月以降、2度にわたり立入検査を実施し、業務改善命令を2度発出
 - ① システムリスク、顧客対応にかかる態勢整備(同年3月)
 - ② ガバナンス、法令遵守、利用者保護等にかかる態勢整備(同年6月)

事案の概要

- ・ 9月14日(金)、外部からの不正アクセスを受け、インターネットに接続した状態で管理していた仮想通貨約70億円(うち顧客分は約45億円)が流出したものの

【当社の対応】

- 9月17日(月):仮想通貨の不正流出を把握、不正流出した3種類の仮想通貨の入出金を停止
- 9月18日(火):不正流出した仮想通貨以外の8種類の仮想通貨の入出金を停止
- 9月20日(木):不正流出の事実及び当面の顧客対応等(外部^(注)からの50億円の金融支援を9月末までに受けることを検討する内容の基本契約の締結を含む)について公表
- (注) ㈱フィスコ(フィスコ仮想通貨取引所(登録業者)を傘下に有するJASDAQ上場会社)の関連会社
- 9月28日(金):新規会員の登録受付を一時中止

テックビューロ社に対する金融庁の対応

テックビューロ社に対する当面の対応

- ・ 9月18日(火)、金融庁に対する当社の報告後、同日中に報告徴求命令を発出
 - ・ 9月20日(木)、立入検査に着手(現在実施中)
 - ・ 9月25日(火)、業務改善命令を発出 → 27日(木)、業務改善計画書を受領
 - ① 事実関係及び原因の究明(責任の所在の明確化を含む)、再発防止策の策定・実行
 - ② 顧客被害の拡大防止
 - ③ 顧客被害に対する対応(具体的な実施方法等の策定)
 - ④ 2度の業務改善命令に係る具体的かつ実効的な改善計画の見直し及び実行
- ⇒ 立入検査の結果や報告内容等を踏まえ、必要に応じ、更なる行政対応等を検討

(参考)暗号資産ラウンドテーブル開催後公表文(2018年9月28日、於:東京)

ROUNDTABLE ON SUPERVISORY OVERSIGHT OF CRYPTO-ASSETS - RECENT DEVELOPMENTS AND CHALLENGES GOING FORWARD -

The Financial Services Agency of Japan (JFSA) hosted, for the first time, the “Roundtable on Supervisory Oversight of Crypto-Assets –Recent Developments and Challenges Going Forward-” on September 28 at its premises in Tokyo.

The roundtable brought together relevant financial supervisors and international organizations, providing a useful opportunity to share experiences and discuss issues with crypto-assets, which could contribute to strengthen international cooperation.

Participants discussed four main issues at the roundtable: (i) recent technological developments and challenges with crypto-assets; (ii) supervision of crypto-asset trading platforms; (iii) possible areas of international cooperation; and (iv) investor protection and market integrity.

Participants appreciated JFSA’s hospitality in hosting this roundtable and its willingness to continue holding such roundtables.

暗号資産(いわゆる仮想通貨)に関する監督・監視ラウンドテーブル -最近の進展と将来の課題-

金融庁は、平成30年9月28日、「暗号資産に関する監督・監視ラウンドテーブル –最近の進展と将来の課題- (“Roundtable on Supervisory Oversight of Crypto-Assets –Recent Developments and Challenges Going Forward-”)]を東京(於:金融庁)にて初めて開催しました。

本ラウンドテーブルは、国内外の関係者(関係当局、国際機関等)間での暗号資産に関する経験の共有や様々な課題を議論する有益な機会を提供し、参加者間でのさらなる国際協調の強化に繋げうるものになったと考えております。

議論では、主に、(i)暗号資産に関する技術的な進展と課題、(ii)暗号資産取引プラットフォームの監督、(iii)国際協調が可能な分野、(iv)投資者保護及び市場の公正、の主に4つのテーマが扱われました。

参加者からは、金融庁に対して、今回のラウンドテーブル開催への感謝と、本会合の継続的開催に向けた当庁の意向に対する支持が表明されました。